

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
民事訴訟法			

評価(ABCD)
A

第1 設問1

1. 本件別訴は、重複起訴(民事訴訟法(以下法名省略)142条)に反し、許されないのではないか問題となる。

5 ① 重複起訴禁止の趣旨は、矛盾判決の防止、訴訟不経済、被告の負担の煩いにある。として、重複起訴に該当するかは、~~同事件~~事件の同一性があ
かどうか、すなわち、①当事者の同一性と②訴訟物の同一性で判断
すると考える。

② 以下、本件訴訟は、XがYを被告とし、甲土地の所有権の確認
を求める訴えであるとして、当事者は、XとYである。

10 ③ ②に対して、本件別訴は、本件訴訟係属中に、所有権に基づく甲土地
の明渡しを求める訴えをYがXに対して提起するものであるとして、当事者
はYとXである。

15 ④ 本件訴訟と本件別訴とで、原告と被告が入れ替わっているが、両訴訟
ともXとYという^{同一}当事者(115条1項1号)であるといえるため、当事者は
同一である(①)。

⑤ 次に、本件訴訟における~~所有権~~訴訟物は所有権であるとして、
本件別訴における訴訟物は、所有権に基づく土地明渡し請求権である。

両訴訟物は別であるため、訴訟物の同一性は認められない。

⑥ したがって、原則として、重複起訴の禁止にはあたらないと思える。

20 ⑦ もっとも、本件別訴は、YがXに対して、所有権に基づく甲土地の明渡し
を求める訴えであるとして、これは、Yが甲土地の所有権が自己にあることを
前提とするものであり、本件訴訟における~~所有権~~訴訟物たる~~所有権~~と
実質的に矛盾するのではないか問題となる。

25 ⑧ 重複起訴禁止の趣旨は前述した3つにあるとして、その本質は~~重複~~
における~~裁判所~~裁判所の判断と、~~別訴~~別訴における裁判所の判断の矛盾を防止
しおとす点にある。

したがってすれば、重複起訴禁止に該当するかどうかは、実質的に判断

良... 着眼点...?

すべからざることを考える。

1. 破産時: ^{要件附合} ~~要件~~ にあいて, X に甲土地の所有権 放棄との判断がなされた。

①に対し、本件別荘でYのXに対する甲土地の所有権に基づく甲土地の明渡し
 請求が認められた場合、~~一物一権主義の観点から~~ 甲土地につき所有権
 をXとY両者に認めることとなり、~~一物一権主義~~に反するとも思える。

しかし、本件訴訟は甲土地の所有権の確認を求むという確認の訴えである一方、本件別訴は所有権の基に甲土地の明渡し請求という給付の訴えである。確認の訴えと給付の訴えが提起された場合には、訴えは併合審理され（152条）、確認の訴えは訴えの利益を欠くとして不適法却下となる。たとえばすれば、併合審理がなされ、併合分離が制限されるおそれあれば、予備判決の防止に資することになる。

4) 本件判決は、
① 重複起訴の禁止に当たらず、適法である。

第2 設問2

1. 既判力とは、前々確定判決の後訴における通用力ないし基準性といふ。

(114条1項) 民事裁判が生じた場合には、後序裁判所は前序判決の判断内容に拘束されるという積極的作用、後前序判決の内容と異なる主張は、底断りという消極的作用が生じる。とて、民事裁判が作用する場面は、同一~~種~~関係、決定関係、預関係であり、民事裁判が生じる範囲は、「主文に包含するもの」であり、訴訟物たる権利関係の存在と否と存在と否と考へる。

2. ^{本件で日}まず、本件訴訟において、Xの請求を棄却する判決を得た上で、
本件訴訟終了後に、^{YがXに知}所有権に基づく甲土地の明渡しを要する訴えを
提起しおとしている。

① 本件訴訟においてXの請求を認容する旨の判決が出た場合、
前判決の既判力はXの甲土地において、所有権の存在に既判力が
はびくことになる。これに対し、YがXに対し後取を提起するとは、後取
の訴訟物が所有権の基^上土地明渡請求権であることから、~~前~~
一物一権主義のより、~~訴訟~~前取と後取が存在関係にあたるため、既判
力が作用する。

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
民事訴訟法			

評価(ABCD)

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

39

40

41

42

43

44

45

46

47

48

49

50

51

52

53

54

55

56

57

58

59

60

61

62

63

64

65

66

67

68

69

70

71

72

73

74

75

76

77

78

79

80

81

82

83

84

85

86

87

88

89

90

91

92

93

94

95

96

97

98

99

100

合評を通じ、非常によく書いています。

弁護士 鷹合宣宗

5	
10	
15	
20	
25	
30	

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。